

新型コロナウイルス感染症対策 離職者採用支援事業補助金

令和3年度事業 秋田市

秋田市では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされたかたの再就職を支援するため、採用企業に対し、雇用継続の確認後、採用支援金を交付します。

補助金額

採用1人当たり最大3ヵ月分を交付（1事業者(令和2年度からの通算)10人まで）

◆正規雇用 **45**万円 = **15**万円 × **3**ヵ月

◆非正規雇用 **22**万**5**千円 = **7.5**万円 × **3**ヵ月

(労働契約 1年以上)

対象要件

令和3年3月1日(月) から令和4年3月1日(火) までに対象労働者（離職した事業所で雇用保険に加入していたこと等の要件あり）を市内の雇用保険適用事業所で雇用した事業主（その他要件あり）が対象です。詳しくは裏面をご覧ください。

申請期間

令和3年4月1日(木) から令和4年3月31日(木)まで（申請期限は採用日から60日以内）

申請書類

- ・申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、対象労働者内容確認書（様式第3号）、参考様式、委任状 ※様式等は市HPからダウンロードするか、下記窓口でお渡しします。
- ・対象労働者の雇用保険被保険者離職証明書又は雇用保険受給者証の写し等
- ・対象労働者との労働条件通知書又は労働契約書の写し
- ・事業所の納税証明書（完納証明書「市税に未納がない証明書」）
- ・所在地証明書・登記事項証明書・定款のいずれか（写し可）

◆お問い合わせ◆

令和3年4月発行

秋田市産業振興部企業立地雇用課 [市庁舎3階 窓口3-7]

TEL 018-888-5734

申請書ダウンロードは ↓

FAX 018-888-5732

E-mail ro-inbl@city.akita.lg.jp

秋田市 離職者採用支援事業

検索

対象となる事業主について

次の1～10、いずれにも該当することが必要です。

1	対象労働者(※注1)を雇用した市内事業所が雇用保険適用事業所であること	<input type="checkbox"/>
2	対象労働者を雇用した事業所において、市税の滞納がないこと	<input type="checkbox"/>
3	令和3年3月1日から令和4年3月1日までに、対象労働者を正規雇用又は非正規雇用(契約期間1年以上)で採用し、雇用保険の被保険者としたこと	<input type="checkbox"/>
4	採用日から過去6カ月に、解雇や退職勧奨、雇止めを行っていないこと。また、令和2年以降に学卒者に対する内定取消しを行っていないこと	<input type="checkbox"/>
5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等を行っていないこと	<input type="checkbox"/>
6	事業主又は役員が、暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者でないこと	<input type="checkbox"/>
7	国、地方公共団体、独立行政法人および特定地方独立行政法人でないこと	<input type="checkbox"/>
8	対象労働者は、採用日から過去1年以内の再雇用でないこと	<input type="checkbox"/>
9	対象労働者が、事業主や常勤役員の3親等内の親族でないこと	<input type="checkbox"/>
10	対象労働者に賃金の未払いがないこと	<input type="checkbox"/>

対象労働者(※注1)について 次のいずれにも該当することが必要です。

- 令和2年2月14日から令和4年2月28日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業所の倒産や解雇・退職勧奨・雇い止めを受けたかた(離職前に雇用保険に加入していたこと)又は採用内定を取り消しされた令和2年以降学卒者
- 再就職先で、正規雇用又は非正規雇用(労働契約1年以上)されたかた
- 市内に住所を有し、再就職先には過去1年以内の再入社ではないかた

よくある質問 ※ご不明な点等は秋田市企業立地雇用課(連絡先は表面に記載)へお問合せください

Q:採用後に正規雇用転換した場合や有期雇用を1年契約に更新した場合は?

A:非正規雇用として申請後、正規雇用転換になった場合、実績報告書の提出前であれば、変更申請ができます。また、有期雇用契約を1年契約に変更すれば申請可となります。

Q:市外事業所の勤務は対象となるか?

A:勤務地が市外であっても、市内に事業所があり市内在住者であれば、申請可。

Q:3カ月の雇用継続をする前に退職した場合は?

A:自己都合退職は1カ月単位で支援金を交付します。(1カ月未満は対象外)

Q:補助金申請から交付までの流れは?

A:採用・申請→交付決定(市)→雇用3カ月経過・実績報告書→確定通知(市)→請求→交付(市)